

自己負担額

0円

令和2年度 インフルエンザ予防接種のお知らせ（小児）

那覇市では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による重症化リスクを減らし、蔓延を防ぐため、令和2年11月1日（日）～令和3年2月28日（日）の間、インフルエンザ予防接種料金の助成を行います。予防接種につきましては、予防効果、副反応を十分に理解し、かかりつけの医師とよく相談の上、接種することを決めてください。（※予診票2枚同封します）

対象者

接種当日において、那覇市に住民登録があり、生後6ヶ月以上小学校2年生までのお子さん

実施期間

令和2年11月1日（日）～令和3年2月28日（日）

※上記の期間は、無料で受けられます。

※上記の期間外は、全額自己負担です。同封の那覇市の予診票は、使用できません。

予防接種の受け方

事前に予診票裏面の医療機関にワクチンの有無の確認の上、予約をしてください。

接種の日に持参するもの

令和2年度那覇市インフルエンザ予防接種予診票（小児）、親子健康手帳、健康保険証
※予防接種は2回接種、間隔は2週間～4週間あけてください。

（お問い合わせ） **那覇市保健所 健康増進課**

〒902-0076 那覇市与儀1丁目3-2 1 2F（沖縄赤十字病院隣）
電話（098）853-7961 平日（8:30～17:15） ※12:00～13:00を除く

那覇市からの説明

インフルエンザの特徴

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することにより起こります。

インフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などがみられます。強い全身症状から始まり、普通のかぜに比べて感染力も高く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いです。インフルエンザは、例年11月から3月頃に流行します。接種を受けてからワクチンの効果が現れるまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5カ月とされています。

ワクチンの効果

インフルエンザの感染は、ウイルスが口や鼻あるいは眼の粘膜から体内に入り、増殖することで成立します。ウイルスが増えると数日の潜伏期間を経て、発熱やのどの痛み等の症状が出ます。発病後、多くの方は1週間程度で回復しますが、中には肺炎や脳症等の重い合併症が現れ、重症化し、入院治療を必要とする場合があります。インフルエンザワクチンの主な効果は、この重症化を予防することです。

接種が不適当と考えられる方

(1) 接種当日、発熱（通常は37.5℃を超える場合をいう）がある方 (2) 重篤な急性疾患にかかっている方
(3) 予防接種の予防液の成分によってアナフィラキシーショックがあった方 (4) インフルエンザの予防接種で接種後2日以内に発熱があった方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状があった方 (5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態の方

接種が要注意の方

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する者 (2) 過去にけいれんの既往のある者 (3) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 (4) (インフルエンザの場合) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する者 (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

予防接種後の副反応

ワクチン接種は、免疫がつく以外の反応（副反応）がみられることがあり、比較的多いのが接種したところの腫れ、痛み等です。全身性の反応では、発熱、頭痛、悪寒、だるさがみられます。まれにショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤み、かゆみ、呼吸困難等）がみられることがあります。このため、接種後30分間程度、接種した医療機関内で安静にしてください。帰宅後に異常が認められた場合には、速やかに医師へ連絡をしてください。

予防接種の意思の確認

予防接種の実施は、市及び医療機関がその対象者又は保護者の方に説明を行い、理解していただき、予防接種の同意を得た場合に限り、接種を行います。

予防接種健康被害救済制度

この予防接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。予防接種法に基づく定期接種の健康被害救済制度の対象とはなりません。接種後に健康被害が発生し、この予防接種によるものと認定された場合は、市の規定に基づき対応する予防接種事故災害補償の適用を受けることができます。

インフルエンザ予防法

(1) 流水・石鹸による手洗い (2) 適度な湿度の保持（60～70%） (3) 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取 (4) 咳が出る場合や、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用しましょう